

日本の高等学校におけるスポーツクラブ活動 に関する歴史的研究 1947-1999年 023085D 阿部 雄一郎

序論

1. 研究の動機・目的

学校教育は学習指導要領に規定されており、その学習指導要領に即した授業が行われなければならない。クラブ活動には、学習指導要領によって規定された課内クラブ活動（必修クラブ活動）と学習指導要領に規定されない課外クラブ活動（部活動）が存在した。学習指導要領に規定された活動と規定されない活動にはどのような違いがあるのだろうかというのが研究の動機である。

そこで本研究では、学校指導要領一般編（試案）が公布された1947（昭和22）年から、必修クラブ活動が学習指導要領から消えた1999（平成11）年までのクラブ活動に関する文部省の施策と教育現場の対応をまとめることを目的とする。

2. 研究の方法

研究の方法として、まず先行研究やクラブ活動の変遷を考慮し、時期区分を1. 自由研究期、2. 特別教育活動期、3. 必修クラブ活動期、4. 部活動代替期の4区分に定めた。そして、時期ごとに学習指導要領の内容、学習指導要領上での課内クラブ活動の位置づけ、学校教育上での課外クラブ活動の位置づけ、課内クラブ活動と課外クラブ活動の実践を先行研究や学習指導要領、学習指導要領解説、また学習指導要領の改訂時に出版された著書、文部省が出した通達、クラブ活動の実践集や学校史の生徒や教師の回想を史料として論述する。

先行研究の検討を行なった結果、クラブ活動に関する通史研究はわずかしかなかく、ほとんどは1970年前後行なわれたものであり、1947年から1999年までの期間を網羅した研究はなかった。

本論

1. 自由研究期のクラブ活動

クラブ組織による活動は、学習指導要領一般編（試案）の規定を見る限り、クラブ活動のような活動であったが、自由研究が教科活動として位置づけられていたため、自由研究の時間は、教科学習の個別化、発展の時間とみなされてしまい、クラブ組織による活動も学科の補充授業に使われていた。

校友会活動については、報国団を改組し校友会を復活させたことや、対外試合の規定を定めたりした文部省の影響は無視することができない。校友会活動は戦争を境に、教育活動の中の教科外活動に位置づけられたのである。戦前に生徒の自発的な活動として始まった校友会活動は、文部省が管理、指導を行える活動として学校教育に位置づけたのであった。

2. 特別教育活動期のクラブ活動

特別教育活動期におけるクラブ活動は、文部省により教育的な効果が認められ、特別教育活動の一つとして学校教育に導入された。多くの学校では、校友会運動部による活動と、休み時間や自由な時間に仲間が集まって運動をするものをクラブ活動としていた。

特別教育活動期以前の校友会運動部は教育活動と認められながらも、教科外活動と位置づけられていた。自由研究が廃止になり、特別教育活動ができることで、クラブ活動が単位外活動として規定されることになった。そのため教科外活動に位置づけられていた校友会運動部の活動と単位外活動のクラブ活動は同じような位置づけにおかれるようになり、学校は多数の生徒が参加していた校友会運動部の活動をクラブ活動として行うようになったのである。

3. 必修クラブ活動期のクラブ活動

必修クラブ活動期におけるクラブ活動は、授業時間内に行うことになった。クラブ活動を必修クラブ活動と課外クラブ活動（部活動）と呼び、区別して行われた。特別教育活動期には現場で文部省の思ったようなクラブ活動が実施されていなかった。そのために必修化することでクラブ活動の持つ、教育的な効果を全生徒に体験させようとしたのである。しかし、教師にかかる負担の増加や、規定面と実践面の格差などの問題も生じていた。高等学校の実践例などから、必修クラブ活動と部活動には、実施時間以外に大きな違いは見るができなかった。そのために大切な授業時間を使用してまでクラブ活動を行う必要があるのかという問題が生じていた。

4. 部活動代替期のクラブ活動

部活動代替期におけるクラブ活動は、必修クラブ活動と部活動として別々に行われていた活動を部活動への参加をもって必修クラブ活動への履修を認めると規定されたため、課内と課外の二つのクラ

ブ活動が存在するが、実質的には部活動しか行われていなかった。文部省の「特別活動実施状況調査」によると、平成6年度に必修クラブ活動を授業時間で行っていない学校は83%で、さらにその中で、部活動によって代替している学校は83.4%に上った。学校側も部活動がクラブ活動と同様の特質や意義を持つ教育活動として認めていた。1999年度の高等学校学習指導要領においてクラブ活動は廃止されたが、この改訂で新しく、総合的な学習の時間が設けられた。この教育目標とクラブ活動の教育目標を読み比べると、同一なものが多数あることから、総合的な学習の時間はクラブ活動に変わる教育活動として規定されたことが予想できる。

4. 結論

課内クラブ活動の始まりは、1960（昭和35）年の高等学校学習指導要領である。その後、1970（昭和45）年の高等学校学習指導要領の改訂に伴い、クラブ活動は必修化された。1989（平成元）年の改訂では、クラブ活動の履修を部活動の参加をもって認めることとする内容の部活動代替制が始まった。そして1999（平成11）年の改訂により、クラブ活動が廃止されたのであった。一方の課外クラブ活動は、戦後は校友会運動部の活動が行なわれていたが、特別教育活動期にクラブ活動の一つとして行なわれるようになり、校友会運動部はなくなった。1970（昭和45）年にクラブ活動が必修化されることで、それまで行なわれていたクラブ活動は、部活動と呼ばれるようになり、現在まで続いている。

北海道道営競馬に関する一考察 —小樽、室蘭競馬場廃止までの経緯を中心として—

0220861D 沖野健太郎

I 序論

1. 研究の目的

日本国内には競馬を運営している機関が中央競馬と地方競馬の2つある。本研究では、そのうちの地方競馬を挙げるのであるが、過去には地方自治体の財政面に大きく寄与してきたが、現在では逆に赤字補填を行わざるを得ない状況で、近年では廃止、休止された競馬場も多い。

その中の一つ北海道道営競馬（以下道営競馬とする）も同様に廃止の議論がなされている。道営競馬は馬産地の地方競馬という特性から、地方競馬全体の将来にも影響を持つと考えられており、現在の危機的状況は注目を集めている。

そこで本研究では過去に目を向け、道営競馬が誕生した1948（昭和23）年以降、道営競馬がどのような競馬経営の危機を経験し、その危機がいかなる経緯で形成され、どのような展開を見せたのかを明らかにすることを目的とする。本研究ではその一事例として道営競馬発足後、道営競馬史上類を見ない6年または8年という短命に終わった小樽、室蘭競馬場の廃止に焦点を当てることとする。

2. 研究の課題と方法

地方競馬および道営競馬に関する研究は、競馬関連機関が発行している競馬史が中心で、その多くは通史的な記述にとどまっており、個別具体的な地方、道営競馬史に関する学術的な研究は、その緒についたばかりである。

そこで本研究では、北海道広報や北海道議事録、当時の新聞記事等の史料を中心に用いることで、以下の4点を課題に挙げ明らかにしていく。1. 小樽、室蘭競馬場の設立、2.

小樽、室蘭競馬場廃止に至るまでの道営競馬、3. 廃止に至るまでの小樽、室蘭競馬場、4. 小樽、室蘭競馬場廃止後の道営競馬。

II 本論

1. 小樽、室蘭競馬場の設立

小樽競馬場は1948（昭和23）年の新競馬法が成立後、道営競馬の競馬場として開設したものである。その要因として考えられる事を以下に挙げる。最も大きいものとして考えられるのが小川原政信の存在である。1947（昭和22）年の地方競馬法改正に伴う競馬場増設を決定する際に、地方競馬法改正に尽力した衆議院議員小川原政信の居住する後志支庁管内に1箇所増設を決めている。さらに言えることは後志支庁管内の中から小樽市銭函に決まったのは、その立地条件の良さからであったと考えられる。

次に室蘭競馬場設立に関してだが、まず第2次大戦直後に無法規競馬の進駐軍競馬の競馬場として設立された。これは進駐軍の慰安等を目的として設置されたものであった。当時、道内の他の地域でも法に基づかない進駐軍競馬は行われており、室蘭にも進駐軍が駐留していたことから、それらに倣い設立されたようである。

2. 小樽、室蘭競馬場廃止に至るまでの道営競馬

道営競馬は黒字期、赤字期に関わらず多くの問題を抱えていた。馬不足や暴力団の暗躍などである。これらが道営競馬の赤字転落に影響を及ぼしていたと考えられる。赤字に転落した際の背景にはさらなる問題があった。市営競馬と競輪の登場である。競輪の高い人

気や競馬組織の二分化は当時の道営競馬に大きな影響を及ぼした。しかし赤字財政下にある道営競馬はいくつかの対策を施していた。今で言うリストラやアノ系抽せん馬という補助制度等を行っていた。

3. 廃止に至るまでの小樽、室蘭競馬場

小樽競馬場に関しては、発足当初こそ良い成績を残していたが、競輪の登場などで売上を落としていった。そのような状況下で多くの対策を講じていた。女性騎手を売り物にしたり、競馬祭りの開催などである。廃止の要因として挙げられるのは、道営札幌競輪の影響であった。道営競馬の6つの競馬場の中でもその影響を最も顕著に受けたと考えられ、売上を落とした。室蘭競馬場は、発足当初から振るわず大きな対策をとったとの記録も残っていなかった。その廃止の要因は、工員都市であったことや、競馬場の存在意義の変化、市営函館競輪の影響に起因する慢性的な売上の低さにある。函館競馬場の借り受けに成功したこともその要因である。

結局赤字財政脱却のために道が講じた最も大きな対策が、小樽競馬場廃止・札幌競馬場賃借と、室蘭競馬場廃止・函館競馬場賃借であった。

4. 小樽、室蘭競馬場廃止後の道営競馬

赤字が解消され、道営競馬が黒字に戻ったのは1956(昭和31)年のことである。札幌、函館両競馬場が使用できるようになった翌年のことである。1956(昭和31)年は経済企画庁が経済白書「日本経済の成長と近代化」の中で「もはや戦後ではない」といった年でもあり、札幌、函館競馬の開催のほかに、日本経済の復興というのも黒字になったひとつの要因と言えよう。

1961(昭和36)年には赤字の要因の一つであった道営札幌競輪が道財政の好転と競輪開催の所期の目的(収益金を公共事業に充当

する)が遂げられたことから廃止され、道営競馬は売上をさらに伸ばすのである。

1962(昭和37)年には競馬法の一部が改正され、「地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資すること」を目的に地方競馬全国協会が設立された。法整備も進み1979(昭和54)年には道営競馬1年間での最高売上である約312億円もの売り上げを上げるなど、道営競馬は成長していくのである。

III 結論

小樽、室蘭競馬場は、6年または8年間しか存在しなかった競馬場であった。そのように至った共通の要因は、あまりよい成績を残すことが出来なかった事、札幌、函館競馬場を借り受けることが出来るようになった事が挙げられる。当時は、法的にも社会情勢的にも不安定であった。そのような状況下では、競馬開催の準備が十分に出来るとは考えにくく、新しい競馬場である小樽・室蘭競馬場が十分な成績を残すことは非常に難しいものであったのだろう。小樽・室蘭競馬場が廃止され、札幌・函館競馬場が使用されるようになってから、道営競馬は売上を黒字に転回した。道営競馬発足当初から札幌・函館競馬場を借り受けようと動いていた主催者の思惑は当たったと言える。そのような状況を考慮すると、小樽・室蘭競馬場は、札幌・函館競馬場が借り受けられるようになるまでのつなぎとしての役割を担っていたのかもしれない。

さらに当時は、競馬祭りの開催や女性騎手の採用等のファンを喜ばせるという視点からさまざまな対策を講じていたことがわかった。このようにファンの視点に立ち競馬をより良いものにしていく努力をし、道営競馬をより魅力的なものに、少しでも大衆の目を引くような対策を、現在の主催者にも講じてほしいものである。

ハードルの日本への受容過程に関する研究

—札幌農学校遊戯会を中心に—

0260906D 山崎泰彰

I 序論

1. 研究の動機・目的

陸上競技のルールが初めて文献的に紹介されたのは、1883(明治16)年6月12日発行のF.W.ストレンジ著の遊戯書『OUTDOOR GAMES』においてである。しかし日本人はその記述内容のすべてを、そのまま受容することが可能であったのだろうか。特に身長の高い日本人にとって、ハードルを行なう事は困難だったのではないかと思われるが、実際にはハードルはいかに受容されたのであろうか。

以上の動機から、本研究では、ハードルが明治期の日本へいかに受容されたのかを検討することを通して、陸上競技の受容の一側面を解明することにしたい。

2. 研究の課題と方法

本研究の課題として、下記3点を設定する。

1. 札幌農学校におけるハードル受容の背景
札幌農学校におけるハードルがいかなる背景の中で受容されたのかを明らかにする。
2. 札幌農学校におけるハードルの実践
遊戯会において実施されていたハードルに関してその実施推移を明らかにする。
3. 札幌農学校におけるハードル受容の特徴
東京大学におけるハードルの実施方法との比較と、ハードルの日本への受容の系譜における位置の検討から、札幌農学校におけるハードルの受容の特徴を明らかにする。

本研究では札幌農学校遊戯会におけるハードルに関する史料を用いて考察を進める。主に『北大陸上競技史』に記載の一次史料を用いる。『北大陸上競技史』は二次史料である事

は間違いないが、記載された一次史料の豊富さは現段階で考察し得る札幌農学校遊戯会に関する史料の多くを網羅しており、それらをそのまま抜粋・転記している為今回は研究の史料として用いる。

II 本論

1. 札幌農学校遊戯会におけるハードル受容の背景

札幌農学校遊戯会はその特徴としてマサチューセッツ農科大学の運動会をモデルとして遊戯会における競技種目が実施されていった事が挙げられる。よって初期の遊戯会における実施種目にも同じ事が言えるため、札幌農学校遊戯会における実施種目はアメリカ由来の系譜で受容されたと特徴付ける事が出来る。

1890(明治23)年の第十一回から1901(明治34)年の第二十回までの期間に行なわれた遊戯会の特徴は、遊戯会がその実施種目に競技的な要素と遊戯的な要素の両方を取り入れながらその規模を大きくしている事。競技種目は実施後遊戯会に定着する傾向があり、遊戯的な種目は変動的であるという事。年次を追うごとに実施種目数が増加している事である。

1903(明治36)年の第二十一回から1907(明治40)年の第二十五回までの遊戯会の特徴は、明治期の遊戯会において最も競技的種目が行なわれた時期である事。競技的な種目が継続的に実施される傾向を見せ、一方、遊戯的な種目が短年で姿を消す傾向がある事である。

1908(明治41)年の第二十六回から1911(明治44)年の第二十九回までの遊戯会の特徴は、実施種目総数が遊戯的種目の増加

により明治期で最も多い事。競技的種目が遊戯会において定番の位置づけがなされるのに対し、遊戯的種目は多様な種目が実施されるが短年で姿を消す傾向がある事。である。

2. 札幌農学校におけるハードルの受容

本研究は札幌農学校遊戯会におけるハードルは「連柵競走」と表記されるものであると考える。

札幌農学校における連柵競走の位置づけを行なうと、連柵競走は初期の遊戯会における定番種目として、マサチューセッツ農科大学からの導入とその後の遊戯会形成に関わった。その後遊戯会が組織的に確立され始め、実施種目が増加する中で同分類の種目で遊戯的種目の障害物競走に定番の座を奪われる。遊戯会は競技的種目が定番化、遊戯的種目は変動的な傾向をたどるが、障害物競走は需要が高く、同分類の連柵競走は必然的に実施される事がなかった。以上である。

3. 札幌農学校遊戯会におけるハードルの受容の特徴

札幌農学校で実施されたハードルがどのような特徴を持っているのかを、同時期に行なわれていた東京大学運動会におけるハードルと比較して考察する。

札幌農学校遊戯会におけるハードルである連柵競走の特徴は、初出が1878(明治11)年6月1日の第一回遊戯会であると断定するに至れば、ハードル史の初出に関するこれまでの説を覆す可能性を有している事。連柵競走はアメリカのマサチューセッツ農科大学由来で受容された系譜を持ち、これまではイギリス由来とされてきたハードルの日本における新たな受容系譜となる事。連柵競走の実施期間は柵飛び競走よりも長い可能性があり、明治期に最も盛んに行なわれていたハードルとなり得る事。連柵競走、柵飛び競走共に数回の実施を経たあと競技種目から削除される消滅

期間があり、日本におけるハードルが明治中期から後期にかけて受容されない期間が存在する事。以上である。

III 結論

本研究が明らかにした事は以下である。

1. 明治期における新たなハードルの実践例
これまで日本のハードル史において言及されなかった札幌農学校遊戯会における連柵競走の実施に言及する事で、明治期のハードルの新たな実践例を見出した。
2. 日本における新たなハードル受容の系譜
札幌農学校遊戯会における連柵競走の系譜はアメリカ由来である事に言及し、日本におけるハードル受容の新たな系譜を示した。
3. 日本におけるハードルの初出に関する課題

初出に関する新たな可能性として1878(明治11)年6月1日の第一回札幌農学校遊戯会が挙げられる事を明らかにした。

4. 日本におけるハードル受容過程の特徴

日本におけるハードルは二つの系譜によって受容されたが、関係性を持たない札幌農学校遊戯会と東京大学運動会において同様に会の実施種目から削除され、その受容過程に空白の時期が存在する事を明らかにした。

以上の事から日本におけるハードル受容の特徴は、運動会の実施種目という外来文化の一つとして受容されたが、日本の遊戯会・運動会における位置づけが確立されずに受容されきらなかった事である。陸上競技自体は途切れることなく受容されたのに対して、その一種目が他の種目とは異なる受容過程をたどったという事実は陸上競技の全てが日本に受容されきらなかった事例として見る事が出来る。明治期に受容された他の近代スポーツと比較しても、一度受容されたにもかかわらず消滅期間を経て大正期に国際競技規則と共に復活する受容過程は特異な事例として取り上げる事が出来よう。